

令和4年度徳島県新生児医療担当医確保支援事業実施要領

1 事業の概要

N I C Uにおいて新生児を担当する医師に、N I C Uに入院する新生児に応じて手当を支給している医療機関に対し補助を行うことにより、特定医療分野を担う医師の育成・確保を図る。

2 補助事業者

本事業の補助事業者は、県内のN I C U設置医療機関とする。

3 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 補助対象経費

N I C Uにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として、N I C Uに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当手当）

5 補助基準額等

- 補助基準額 新生児1人あたり10,000円（上限）
※総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と比較して少ない方の額が補助基準額となる。
- 補助率 補助対象経費の1/3

6 補助の流れ

- (1) 補助事業者は、所定の交付申請書及び添付書類を県に提出する。
- (2) 県は交付申請書等を精査の上、補助事業者に対して補助金交付決定を行う。
- (3) 補助事業者は、補助対象経費等に変更があった場合は、必要に応じて補助事業変更（中止・廃止）承認申請書及び添付書類を県に提出する。この場合、県は提出書類を精査の上、補助事業者に対して補助金変更交付決定を行う。
- (4) 県は事業終了後に、補助事業者からの実績報告書の提出を受け、審査後適切と認められた場合、補助事業者に補助金を交付する。

7 その他

予算の状況によっては、基準額に満たない額で交付決定する場合がある。

8 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 担当 阿部
電 話 088-621-2186 ファクシミリ 088-621-2898
電子メール abe_masahiro_1@pref.tokushima.jp